



外部通報窓口

内部通報窓口との違いや
有用性・メリットも解説

外部通報窓口の役割とは

外部通報窓口とは、企業が通報に対する業務を依頼した法律事務所や、外部通報窓口の専門会社に社内の不正を通報する場所です。平成28年の消費者庁の調査によると、外部通報窓口を設置する理由としては以下のものがありました。

社内の事情に左右されずに公正な判断ができる 68.7%

面識がないので従業員が通報しやすい 51.8%

通報者の匿名性を確保しやすい 48.3%

参考 | 消費者庁：平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書

通報者の保護は公益通報者保護法で求められていますが、その通報内容を顔見知りの担当者に説明したくない場合は通報者が通報を躊躇してしまう可能性もあります。

匿名での通報も可能としている企業も多いですが、社内の担当者に電話で通報する場合には声で通報者が特定できてしまうこともあるかもしれません。外部通報窓口の場合、社内の事情を知らない弁護士や専門会社が通報を受けてくれるので匿名性の確保や公正な判断に期待ができます。

内部通報窓口との違い

内部通報窓口は社内の総務部門・法務部門・人事部門などが窓口になるケースが多いです。内部通報窓口の場合、勇気を出して通報したのに社内の事情によりうやむやにされてしまうケースもあります。

さらに、公益通報者保護法では通報者が不利益を被ることがないように求められていますが、企業の認識が薄い場合は通報者が不利益を被ったり、嫌な思いをしたりすることもあるかもしれません。

その結果、社内通報窓口自体はあったとしても実際に報復が怖くて利用できないというケースもあるでしょう。通報者にとっては外部通報窓口に通報したほうが公正な判断がされやすい印象から通報がしやすくなります。

匿名性も内部通報窓口を利用するより確保しやすいといえるでしょう。

どんな時に利用できる？

労務提供先への通報をする場合、公益通報者保護法に基づく保護を受けるための要件は以下の通りです。

1号通報(労務提供先への通報)の場合

通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われることが要件となります。このうち「まさに生じようとしている」とは、通報対象事実の発生が切迫しその蓋然性が高いことをいいますが、必ずしも発生する直前のみをいうわけではありません。

誰が、いつ、どこでやるといったことが社内で確定しているような場合であれば、実行日まで間がある場合であっても「まさに生じようとしている」といえるでしょう。

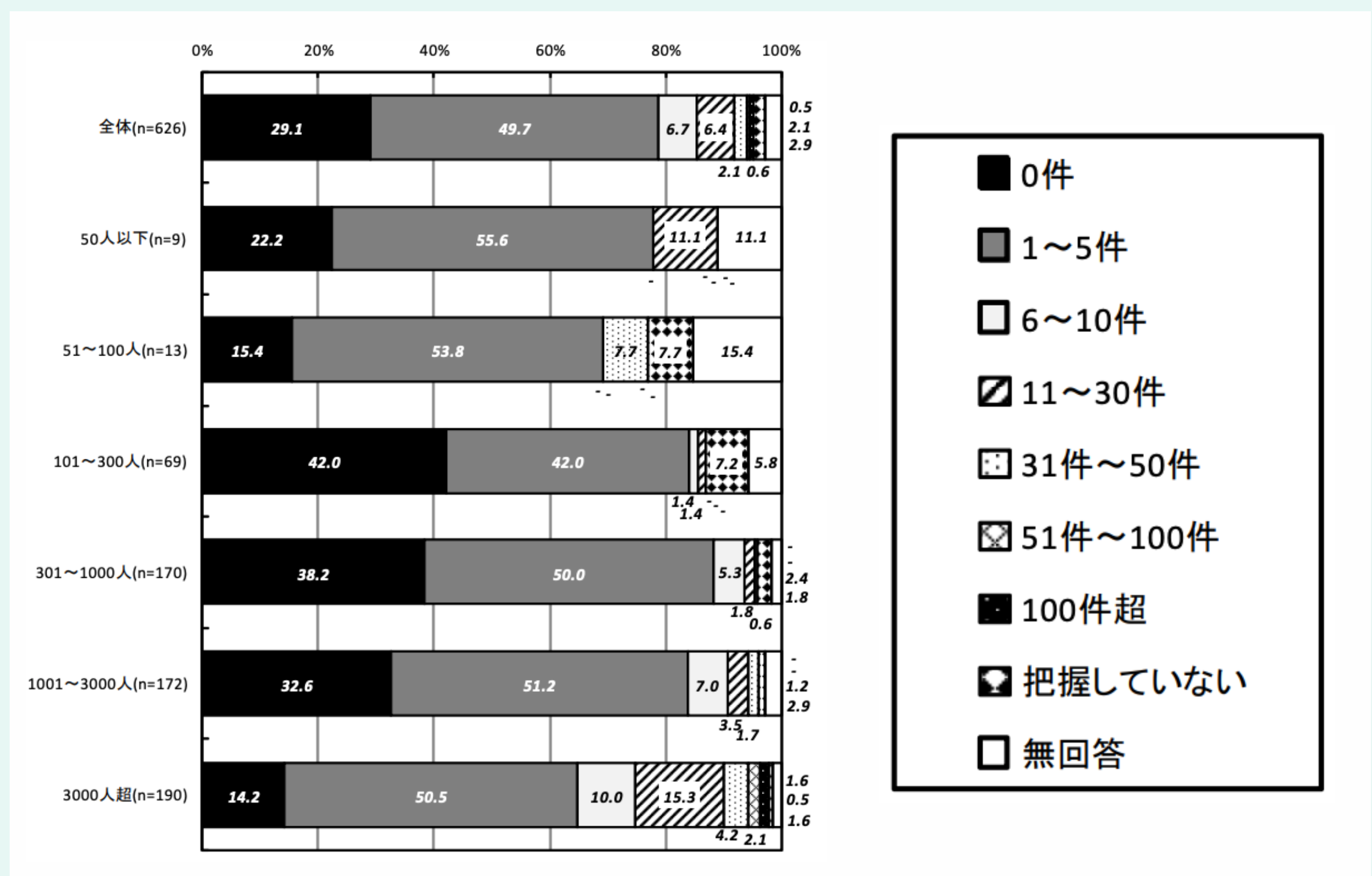
参考：[消費者庁 | 通報者の方へ](#)

通報対象事実とは、特定の対象となる法律に違反する犯罪行為または最終的に刑罰につながる行為であることが求められます。2019年7月時点では、**刑法・食品衛生法・金融商品取引法・JAS法・個人情報保護法**など計470の法律に規定する犯罪行為が対象です。

外部通報窓口の利用実態

消費者庁のデータによると、外部通報窓口を設置している企業で1年間に通報が寄せられる件数は、1～5件が49.7%0件が29.1%、6～10件が6.7% とのことです。(n=626)

従業員数別にみると、3,000人超の企業では、通報件数が1件以上あった割合が8割以上あり(83.7%)、「6～10件」(10.0%)、「11件～30件」(15.3%)、「31件～50件」(4.2%)を合わせた割合は3割(29.5%)と、通報件数が多くなります。



外部通報窓口の利用メリット

外部通報窓口を利用するメリットは、匿名性が確保されやすいことです。社内通報窓口でも匿名通報を受け付けている場合もありますが、電話の声などで通報者がわかってしまうこともあります。

通報者の保護が求められていますが、残念ながら通報したことにより不利益を被った事例もあります。

外部通報窓口を利用するデメリット

匿名で通報したら結局具体的な調査ができずに問題が解決しないということもあります。たとえば、セクハラ被害にあった通報者が、社内で身バレやセクハラの具体的な内容を公表したくないために匿名で通報したとします。

このような場合、セクハラの加害者が、問題発覚しないことを良いことに、セクハラが続くなどのケースもあるでしょう。問題を本気で改善したい場合には、社内通報で匿名にしない方が良い場合もあります。

通報者の注意点

通報者は不正の証拠となる写真・ボイスレコーダー・スマホの動画などを用意しましょう。口頭の説明だけだと事実確認できない可能性もあるからです。

もしこのような証拠がない場合には、不正内容についてなるべく詳しく書いたメモを残しておきましょう。時間や場所などなるべく詳細まで書き起こしてください。

詳細が分からない内容の場合、通報された人も「知らない。勘違いでは？」と言い逃れできてしまいますが、詳細な記載があれば、事実確認できる可能性も高くなるでしょう。



総論

内部通報制度では不正を通報するための通報窓口の整備を求めており、社内の総務部門や法務部門などが窓口となる内部通報窓口と、法律事務所などが窓口となる外部通報窓口があります。

企業により設置する窓口はさまざまですが、内部通報窓口と外部通報窓口を併用するケースも多いです。 **外部通報窓口は匿名性の確保や専門家（弁護士）による公正な判断に期待**ができます。

法律で保護されているとはいえ、内部の人に不正の詳細を話したくない場合には外部通報窓口を選んだ方が良いといえます。ただし、外部通報窓口で匿名で通報したところ、調査が進まず問題解決にならないというケースもあるので、その点には注意する必要があります。

外部通報窓口は、社外の人意見も聞くことができるので、企業への通報に至らなくても悩みが解決することもありますし、通報の後押しをしてもらえることもあります。一人で悩んでいても職場での環境が悪くなる一方かもしれないので、外部通報窓口があるならば是非相談してみてもいいのではないでしょうか。